

大阪経済大学と黒潮町との包括連携に関する協定書

大阪経済大学(以下「甲」という。)と黒潮町(以下「乙」という。)は、包括的な連携協力に関する基本的事項について、以下のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互の連携協力により、様々な分野に関する包括的かつ継続的な連携を推進することにより地域の課題解決及び活性化、人材育成を図るとともに、地域社会の発展と大学における教育・研究に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するため、次に掲げる事項について相互に連携協力を行う。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 生涯学習及び教育に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) その他、前条に掲げる目的達成及び連携推進のために必要な事項に関すること。

(連絡調整窓口)

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲と乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(協議事項)

第4条 甲と乙は、本協定に基づき連携協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

(情報保護)

第5条 甲と乙は、本協定に基づく連携協力事項実施にあたり、法令の定める範囲において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。

2 甲と乙は、連携協力事項の実施にあたり、法令の定めがあるとき、又は相手方の承諾があるときを除き、取得した情報を本協定の目的外に利用し、又は、第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲と乙のいずれかから改廃の申し出がない場合は、更に1年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、署名捺印の上、甲と乙各1通を保有する。

2024年4月1日

大阪経済大学 学長

黒潮町長